

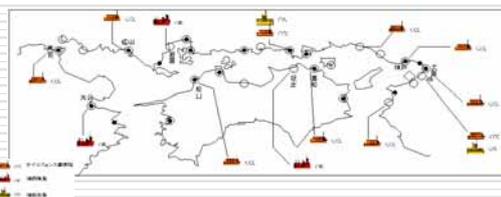
1. 水質汚濁の防止

(3)油等による汚染の防止

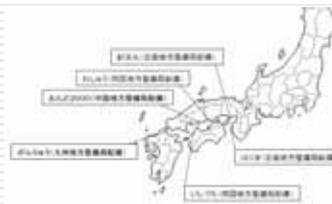
油流出事故対策の取り組み(国土交通省)

海洋への油排出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制や、油排出事故に伴う火災に対応できる消防体制の確立に努めているほか、合同訓練の実施等により関係機関との連携の強化。

船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、瀬戸内海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するごみや油の回収を国土交通省にて実施。



海上保安庁保有 オイルフェンス展開艇
・油防除艇・油回収艇の配備状況



地方整備局の体制

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

1. 水質汚濁の防止

(3)油等による汚染の防止

大規模石油災害対応体制整備について(経済産業省)

石油連盟に対し補助金を交付し、同連盟がオイルフェンス、油回収機等の油濁防除資機材基地を設置し、大規模石油流出災害が発生した際、災害関係者の要請を受け油濁防除資機材の貸し出し等を行う、「大規模石油流出災害に対応する体制の整備に関する事業」を実施。(瀬戸内海については、平成4年9月から倉敷に油濁防除資機材基地を設置。)

油防除技術に関する技術開発について(環境省)

近年、公害防止試験研究費として実施された油防除技術に関する技術開発は以下の通り。

- (1)有害液体物質流出時の環境汚染モニタリングに関する研究(平成14年度～16年度 独立行政法人海上技術安全研究所)
- (2)工事用作業船による浮遊重油回収システムの研究(平成16年度～18年度 独立行政法人港湾空港技術研究所)
- (3)流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価(平成13年度～17年度 独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所)

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

1. 水質汚濁の防止

(4) その他の措置

大阪湾再生に向けた取り組み(大阪湾再生推進会議)

H15年7月「大阪湾再生推進会議」(関係省庁、地方公共団体等により構成)を設置し、大阪湾再生行動計画をH16年3月に策定。

目標:「森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出する。」

計画期間 平成16年度から10年間



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

瀬戸内海国立公園の見直しについて(環境省)

自然公園法に基づき、国立公園は全国に28公園が指定されており、総面積は約206万ha、国土面積の約5.4%を占めている。

公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、全国の国立公園について、順次、公園区域及び公園計画の見直しを進めている。

瀬戸内海国立公園においては平成12年以降、六甲・淡路地域(点検・平成13年3月30日告示)、岡山県地域(点検・平成15年8月20日告示)、愛媛県地域(再検討・平成17年3月28日告示)、山口県地域(点検・平成18年1月19日告示)の4地域において、公園計画の見直しを実施している。



出展:平成16年度瀬戸内海の環境保全

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(2) 緑地等の保全

景観法に基づく取り組み(国土交通省)

平成17年6月に景観法が全面施行

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

【倉敷市の事例】

都市計画に1地区、約21ヘクタールの景観地区を定めている。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(2) 緑地等の保全

森林・林業基本計画に基づく取り組み(林野庁)

森林・林業基本法第11条に基づき森林及び林業に関する施策の基本的な方針等の具体的な事項を定めるために政府が策定。(現行計画は平成13年10月に閣議決定)

1. 松くい虫被害対策の取り組み事例



那多海岸(大分県杵築市)



地元による抵抗性松植樹活動

2. 国有林における森林景観の保全の取り組み事例



世界文化遺産「厳島神社」の緩衝帯となっている宮島国有林の遠景

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(2) 緑地等の保全

森林法に基づく保安林および林地開発許可制度に関する取り組み(林野庁)

保安林制度

森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、その保全を図る。

林地開発許可制度

森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図る。

保安林に指定され、保全されている事例



土砂流出防備・保健保安林
(兵庫県神戸市)



魚つき保安林(兵庫県淡路市)

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

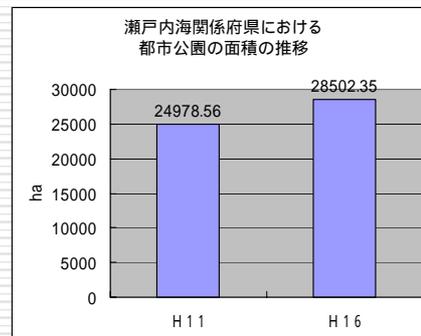
2. 自然景観の保全

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海における港湾緑地の整備事例
(国土交通省)



瀬戸内海における都市公園の整備事例
(国土交通省)



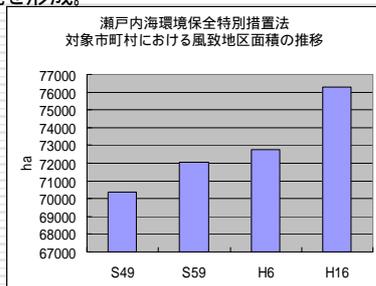
中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(2) 緑地等の保全

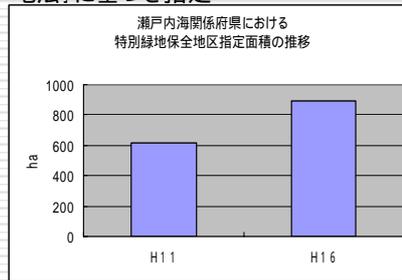
都市計画法に基づく風致地区制度の取り組み(国土交通省)

自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全・創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境を形成。



都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度の取り組み(国土交通省)

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、「都市緑地法」に基づき指定



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

伝統的建造物群保存地区制度について(文化庁)

- ・伝統的な建造物を集合体として文化財に位置づける制度。
- ・樹木、池、庭園など伝統的建造物群と景観上密接な関係がある環境物件を一体として保存できる。
- ・経費の補助、税の優遇措置等の支援がある。

瀬戸内法対象市町村における伝統的建造物群保存地区

京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
京都市福爾斯橋伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1976.9.4
京都市嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1979.3.21
京都市上賀茂伝統的建造物群保存地区	京都府京都市	1988.12.16
富田林市富田林伝統的建造物群保存地区	大阪府富田林市	1997.10.31
神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区	兵庫県神戸市	1980.4.10
徳山市麓山伝統的建造物群保存地区	兵庫県徳山市	2004.12.10
播磨市今井町伝統的建造物群保存地区	奈良県播磨市	1993.12.8
高梁市吹原伝統的建造物群保存地区	岡山県高梁市	1977.5.18
倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区	岡山県倉敷市	1979.5.21
竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区	広島県竹原市	1982.12.16
奥市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	広島県奥市	1994.7.4
柳井市吉市金屋伝統的建造物群保存地区	山口県柳井市	1984.12.10
美馬市福町町伝統的建造物群保存地区	徳島県美馬市	1988.12.16
東伯耆山村浄念伝統的建造物群保存地区	徳島県一ツ郡東祖谷山村	2005.12.27
丸亀市塩飽本島町寄島伝統的建造物群保存地区	香川県丸亀市	1985.4.13
内子町八日市鎮国伝統的建造物群保存地区	愛媛県喜多郡内子町	1982.4.17
日田市豆田町伝統的建造物群保存地区	大分県日田市	2004.12.10

この他、文化財保護法の一部改正(平成17年4月施行)により、人と自然のかかわりの中で作り出された景観を「文化的景観」として、新たに文化財に位置づける等の施策の展開を実施。

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(4) 散乱ごみ、油等の除去

強い水産業づくり交付金を活用した漁場ゴミ対策事例(水産庁)

沿岸域等の漁場における流木、漂流・漂着等のゴミ除去について、瀬戸内海関係府県においては、大阪府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、大分県において平成17年度に創設した強い水産業づくり交付金により実施。



漁場における漂流ゴミの陸揚げ作業状況

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(4) 散乱ごみ、油等の除去

瀬戸内海海ごみ対策検討会(環境省)

関係機関が共通認識を持って共同して対策を検討することによって、瀬戸内海の家ごみの発生抑制及び適正処理を推進し、もって瀬戸内海を維持・保全することを目的として「瀬戸内海海ごみ対策検討会」(事務局:中国四国地方環境事務所)を立ち上げた。



2006年3月25日 山陽新聞より

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(4) 散乱ごみ、油等の除去

河川アドプトプログラムの取り組み(国土交通省)

市民団体等と連携し、河川清掃などが行われている。河川管理者がゴミ袋、軍手等の支給、地元自治体がゴミの回収、市民団体等が清掃を実施するなど、各自役割分担を決めて実施。

瀬戸内海関係地域では、中国地方で旭川、四国地方で吉野川、那賀川、肱川、重信川、土器川、さらに九州地方で山国川、大野川、乙津川の9河川で、331団体、約27,000人を越える市民が、行政と連携し河川に放置されているゴミ清掃等の河川美化活動を毎年実施。



河川清掃(吉野川)



河川清掃(那賀川)



河川清掃(旭川)

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

2. 自然景観の保全

(5) その他の措置

生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり(海岸省庁)

生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備として、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施している。

エコ・コースト事業

ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要がある海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業

自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)

海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防災林の整備を連携して行い、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う事業。

海岸景観形成ガイドラインの策定(海岸省庁)

概要良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示したガイドラインを策定

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会